様式第十三号（第十八条関係）

第　　号

児童扶養手当額改定通知書

受給者	氏　名		証書番号	第　　号
	住　所			
新たに対象となる児童名		（1）	（2）	
改定前	対象児童数		改定後 対象児童数	
	手当月額	円	手当月額	円
改定年月		平成　　年　　月から		
備　考				

上記のとおり、児童扶養手当の額を改定しましたので通知します。

平成　　年　　月　　日

都道府県知事（福祉事務所長）
市町村長（福祉事務所長）　印

殿

注　意

1　これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に書面で、都道府県知事に対し審査請求をすることができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

2　この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、処分を行つた都道府県知事又は市町村長を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

様式第十四号（第十八条関係）

第　　号

児童扶養手当額改定請求却下通知書

請求者氏名		証書番号	第　　号
請求者住所			
却下した理由			

平成　　年　　月　　日付けで児童扶養手当額の改定請求がありましたが、上記のとおり却下しましたので通知します。

これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、都道府県知事に対し審査請求をすることができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、この通知書を受けた日の翌日から起算して、6か月以内に、処分を行つた都道府県知事又は市町村長を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

平成　　年　　月　　日

都道府県知事（福祉事務所長）
市町村長（福祉事務所長）　印

殿